

1. 自然災害にかかる諸課題の検討

- 昨年度に引き続き、今年度も台風 15 号、19 号と広域にわたる大規模な自然災害が発生しているなか、各社におかれては、迅速かつ適切な保険金の支払いや、保険金の請求勧奨に尽力して頂き、御礼申し上げます。
- こうした中で、日本損害保険協会におかれては、本年 1 月より、広域災害時における迅速かつ適切な保険金支払を促進する観点等から、自然災害に関する各社共通の課題に関する検討を行っているものと承知している。
- 加えて、貴協会会員会社含め損保各社の皆様と議論をしておりますと、そこで挙げられている検討課題以外にも、商品やリスク管理の面にも課題があると承知している。
- まず、商品面について申し上げます、
 - ・ 災害からの復旧の一助となるよう、損害てん補の範囲内で定額の保険金を速やかに支払うといった工夫ができないか、
 - ・ 更に、保険料率に関し、風水災リスクの大きさに応じた保険料を設定すべきという考え方がありますが、その場合、地域別のリスク評価の客観性をどのように担保するのか、結果として生じうる保険料の較差が保険加入に支障をきたすのではないか、などの観点から慎重な検討が必要と承知している。
- 次に、リスク管理の観点から申し上げます、2 年連続で大規模な風水災が発生した我が国における再保険料の引上げが容易に想像される所。
今年度も異常危険準備金の大幅な取り崩しが想定される現状を踏まえると、安定的な再保険カバー等によるリスク移転手段確保や、異常危険準備金の積増し等による自己資本の充実といった課題への対応も一層重要になってくる。
- 自然災害が多発・激甚化する現状において、損害保険に期待される社会的な役割が果たされるよう、当庁としても、これら様々な課題に対する各社の取組みについて、腰を据えて一緒に議論していきたい。

- 損保各社の自然災害リスク管理態勢と保険金支払管理態勢については、昨事務年度において大手社と中堅社の一部を対象にモニタリングを実施し、当庁としての気づきについては、昨年8月のこの場において申し上げたほか、本事務年度の「実践と方針」にもそのエッセンスを記載している。
- 今事務年度においては、昨事務年度の意見交換を踏まえてどのような議論・対応が行われてきたかなど、フォローアップを実施するとともに、貴協会会員会社のうち、国内自然災害リスクを一定規模引き受けている社のモニタリングを実施したいと考えている。
- 今後、対象となる社に対し、自然災害リスク管理のほか、サイバーリスク管理等に関する質問事項を送付するので、ご協力をお願いしたい。

2. 経済価値ベースのソルベンシー規制

- 経済価値ベースのソルベンシー規制については、有識者会議の会合をこれまで計8回を開催し、議論を継続いただいているところ。
- ここまでの議論の中で最も重要なポイントは、保険会社の健全性政策の枠組みは、国際資本基準（ICS）が出来たからそれを国内にも導入しようということではなく、国内保険市場の縮小や低金利環境の継続等で保険会社の収益環境が厳しさを増している中で、将来にわたって各社が保険契約者の様々な期待に応えつつ自身の経営管理を高度化していくために、よりよい規制環境をどのように構築するかということである。

そのためには、各社の経営判断を尊重することとの総合的なバランスが重要だと思っており、経済価値ベースの規制は、特にそこを考えなければいけない。会議の中では、こうした観点から、「狭義のソルベンシー規制」のみならず、「保険会社の内部管理と監督上の検証」や「情報開示と市場規律」からなる「3つの柱」の考え方に基づいて議論がなされており、その一端をここでご紹介させていただきます。
- 「第1の柱」において経済価値ベースの考え方に基づく最低基準を置くことは、中長期的な健全性確保の観点から意義がある一方で、保険会社の自律的な経営行動を不必要に制約しないためには、規制の内容や監督上の運用に一定の柔軟性を持たせることも重要というご意見があった。

また、今後は「第1の柱」のみに寄りかかるのではなく、「第2の柱」すなわち各社の経営管理の実態を踏まえた動的な監督や、「第3の柱」における情報開示やステークホルダーとの対話といった側面もより重視し、多面的かつ実効的な健全性政策のあり方を志向するべきであるといったご意見もあった。

- こうした観点から真に意義のある枠組みをつくり上げるのは、容易な作業ではない。会議では、そのための準備を着実に進めるためには、例えば2025年における制度導入を前提としつつ検討プロセスを具体化し、一つ一つのステップを積み重ねていくことが重要ではないかという意見が多く寄せられた。
- 有識者会議においては、そう遠くない時期に一定の取りまとめを行っていただくものと考えているが、その先こそが作業の本番であるとも言える。その中では、これまで以上に保険会社の皆様との対話を密にしていく必要があると考えており、一層のご協力をお願いできれば幸い。

3. グループガバナンス・リスク管理の高度化

- 近年、大手社グループを中心に、海外事業展開を進めており、経営戦略上も重要な施策として位置付けている。当庁としても、買収後の子会社管理や収益管理等に関し、取締役会等が実効的なガバナンス機能を発揮しているかに着目してモニタリングを行ってきた。
- その結果、本社と海外子会社の経営層が協働し、具体的なリスクアペタイトやガイドラインの設定・運用等を通じた、業務レベルに踏み込んだガバナンスを実施している社が見受けられた。

その一方で、海外子会社の収支・財務状況の悪化の過程において適時の対応が行われなかったなど、管理体制の実効性に課題が見られた社や、海外子会社の経営や業績に関する重要な情報について、本社と共有する態勢に不備が見られる社も認められたところ。
- こうした中、昨年11月に保険監督者国際機構（IAIS）において「国際的に活動する保険グループ（IAIG）の監督のための共通の枠組み（ComFrame）」等が採択された。その趣旨は、グループ統括会社の役割として、グループの構造、事業及びリスクに適したグループ全体のコーポレートガバナンスや、リスク管理の枠組みの構築を求めることにあり、グループガバナンスやリスク管理のあり

方を考える目線として有用なものであると考えている。

- こうしたことを踏まえ、今後は、「国際的に活動する保険グループ」に指定する保険グループは勿論のこと、それ以外の保険グループにおいても、その特性に応じ、グループのガバナンスやリスク管理に関して、ComFrameの趣旨も踏まえた監督を行っていく予定。
- ガバナンスやリスク管理の在り方については、組織体制等の形式面のみを整えれば良いものではなく、一つの解がある訳ではない。それぞれのグループにとって「ガバナンスやリスク管理の高度化」とは何を意味するのか、対話の中で皆様と一緒に考えていきたい。

4. その他

(1) 資産運用業の高度化

- 国民の安定的な資産形成を図っていくためには、資産運用業の高度化の実現は不可欠であり、運用業界に対する国民の期待はますます高まっている。
- 金融庁では、高度化に向けた取組みの参考とすべく、海外運用会社の取組みについて確認したところ、次のような事例が認められた。
 - ・ 一貫した経営理念・投資哲学のもと、自社の強みや目指す姿を明確化
 - ・ グループ親会社等との間で役職員の人事交流は行わない、また、運用ビジネス経験豊富な経営層の長期在任により長期視点の経営、運用を実践
 - ・ 運用部門主導のファンド管理、人材採用や運用実績に基づく報酬体系等、運用重視の業務運営体制の整備
- 海外運用会社の取組みがすべて最適だと申し上げるつもりはないが、参考になる点が少なくないと思われる。今後、運用会社のみならず、親会社である保険グループとの議論、対話も行っていきたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応

- 金融庁は、2月7日、新型コロナウイルス感染症に関し、国内外の感染状況や当該感染症による事業者への影響等を踏まえ、金融機関に対して、新型コロナ

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について、要請したところ。

(参考：要請事項)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報等の収集に努めること
- ・ 感染対策の実施に加え、従業員への注意喚起や職場の消毒等の徹底、従業員の健康状態の確認、従業員が発症した場合の対処などに万全を期すこと
- ・ 感染症により影響を受けた事業者に対し、金融機関が事業者を訪問するなど、きめ細かな丁寧な経営相談や、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更の実施など、適切な対応に努めること
- ・ 施設への宿泊等を余儀なくされるなどの影響を受けた顧客からの金融サービスに関する要望に対し、柔軟な対応に努めること

○ また、2月19日、内閣官房新型インフルエンザ等対策室から関係省庁への周知依頼を受け、金融庁から金融機関に対し、国内感染拡大防止に係る対応について、要請した。

(参考：要請事項)

- ・ 厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」における従業員の休暇取得に係る環境整備
- ・ 時差出勤、テレワーク等を活用するなどの従業員の感染機会を減らすための工夫など、感染拡大防止に努めること

○ さらに、2月25日、政府において決定・公表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、金融機関に対し、更なる感染拡大防止に係る対応について、要請した。

(参考：要請事項)

- ・ 国や地方公共団体から示される新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集
- ・ 手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底等
- ・ 患者、感染者との接触機会を減らす観点から、発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、時差出勤、テレワーク等の積極的な推進
- ・ イベント等の開催について、現時点では一律の自粛要請は行わないものの、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討
など、感染拡大防止に努めること

○ 各保険会社におかれては、今般の要請も踏まえ、感染拡大防止に努めていただくようお願いしたい。

○ また、皆様方、損害保険会社におかれては、新型コロナウイルス感染症に関

するリスクを直接又は間接的に引き受けているものと承知しているところ、スピード感をもって対応しなければ、現場に無用な混乱をきたし、結果として損保会社のレピュテーションにも影響しかねないとの認識をもっていただき、適切な対応をお願いしたい。

(以 上)